

「ぐるっぴー」あみーろーど発着所（市有地）
トライアル・サウンディング実施要領



宮崎市まちづくり課



1 トライアル・サウンディングの目的

「ぐるっぴー」あみーろード発着所敷地（市有地）は、JR 宮崎駅から徒歩 2 分の宮崎駅前商店街（あみーろード）入口に位置し、現在は「ぐるっぴー（グリーンスローモビリティ）」の発着所として年間約 1.1 万人の乗降利用があります。

本市では当該敷地について、民間開発による市場性やニーズ等を確認するため、民間事業者の皆様へ、暫定的に利用（トライアル）していただき、実際の集客性や採算性を確認していただくことで、エリア内への来客を増やす機能など、民間開発を誘致する上での条件や具体的かつ実現性の高い事業展開方針を官と民が一体となって検討していくことを目的に、トライアル・サウンディングを実施します。

幅広い視点での提案を受け付けておりますので、暫定利用を伴わない提案も可能です。

ぐるっぴー概要

「ぐるっぴー」グリーンスローモビリティ

…時速 20km 未満で公道を走行可能な 9 人乗りの電動低速バス

運行エリア	JR 宮崎駅～橋通3丁目周辺(2.1km)
運行開始日	2020年(令和2年)11月20日
仕様	最高速度19km/h、交通系ICカード使用可
運行本数	34便/日(毎日運行)
運行時間	10:30～17:30(12分間隔で運行)
運賃	1乗車100円(小学生以下は無料)



2 期待される効果

(1) 参加事業者のメリット

- ① 暫定利用のため少ないコストで参画できます。
- ② 提案内容が利用者のニーズとマッチングしているか確認することができます。
- ③ 採算性のある程度把握することができます。
- ④ 実際の募集にあたって市への要望を伝えることができます。

(2) 宮崎市のメリット

- ① 対象施設の市場性を把握することができます。
- ② 事業者の皆さまの自由な発想に基づく提案により、利用者にとって魅力的な空間を創出することができます。
- ③ 事業者の皆さまが求める条件、要望等を把握することができ、今後の事業展開に役立てることができます。

3 対象施設の概要

所在地	宮崎市広島二丁目2番
敷地面積	430.14 m ² (公簿地籍)
用途地域	商業地域
建蔽率・容積率	80%・600%
防火地域	準防火地域
その他の地域地区	駐車場整備地区



4 トライアル・サウンディングの流れ

1	事前相談・現地調査 (希望者のみ)	市と日程調整のうえ随時実施。 希望者は、10 応募方法(1)暫定利用希望者②事前相談等 に示す書類を提出してください。
2	暫定利用受付	暫定利用を希望する民間事業者等から提案を受付。 提案時には、10 応募方法(1)暫定利用希望者①提出書類 に示す書類を提出してください。
3	内容審査	提案内容を市で審査します。 このトライアル・サウンディングの趣旨に合致する暫定利用の 場合、実施事業として認定します。
4	使用に要する許可等	採用事業者には、事業実施に必要な使用及び減免の許 可に必要な書類を提出していただきます。
5	暫定利用	許可内容に応じた暫定利用を実施。 利用期間は、原則 1 日から 30 日程度まで。 各種イベントが重なった場合や予約状況によっては、日時 の変更をお願いする場合があります。
6	モニタリング・ヒアリング (実績報告書の提出)	暫定利用中及び終了後に実施。 11 モニタリング及びヒアリングに示す書類を提出してください。

5 参加要件

対象者は、主体的に事業を実施する意向のある民間事業者、NPO 法人、個人事業主、その他団体、またはそれらで構成されるグループ(複数の企業・団体等の共同体をいいます)とします。

グループで提案する場合は、申込時に構成員を全て明らかにし、各々の役割分担を明確にすることとします。

なお、次のいずれかに該当する場合は、トライアル・サウンディングに参加できません。

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に該当する者。
- ② 申込書提出時点で、宮崎市物品売買等の契約に係る指名停止等の措置に関する要綱(平成 8 年 2 月 7 日告示第 19 号)及び宮崎市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要綱(平成 6 年 11 月 28 日告示第 198 号)に基づく指名停止措置を受けている者。
- ③ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更正手続開始の申し立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 条)に基づく再生手続開始の申し立てをしている者。
- ④ 宮崎市税及び国税等について滞納している者。
- ⑤ 法人等にあつては役員等(個人にあつてはその者)が宮崎市暴力団排除条例(平成 23 年条例第 47 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団関係者。

- ⑥ 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている者。

6 提案の要件

(1) 提案内容

提案内容は、次のすべてに該当するものとします。

- ① 提案内容は、実施期間中の一時的なイベントではなく、今後の継続的な事業展開につながるものであること。
- ② 利用する市民等の利便性、サービスが向上する利用内容であること。
- ③ 確実に実施できる利用内容であること。
- ④ 実施にあたって市の財政負担を求めるものでないこと。

※ 幅広い視点での提案を受け付けておりますので、暫定利用を伴わない提案も可能です。

(2) 特に期待する提案内容

「ぐるっぴー」停留所を活用した周辺のエリアにおける回遊や滞留スポットとなる空間の創出、NTTグループが開発予定の広島ビル(南棟 2024 年秋開業予定)との相乗効果を図り、エリア内への経済循環の創出を期待できるもの。

- ① 「ぐるっぴー」停留所(回遊・滞留スポット)
- ② 「ぐるっぴー」の主な利用世代である 30・40 代の親子連れ、家族連れを対象に雨の日でも子どもが遊べる機能の提案(別添参考データにアンケート調査概要を記載)
- ③ 来街者が憩い、休憩できる機能の提案
- ④ 宮崎駅前に相応しいシンボリックな空間創出の提案

(3) 提案の対象外となるもの

次に掲げるものは提案の対象外とします。

- ① 公衆の利用を著しく制約する恐れがあるもの。
- ② 騒音等によって周辺の居住者に著しい迷惑を及ぼす恐れがあるもの。
- ③ 当該敷地及び設備、「ぐるっぴー」車両を損傷し又は汚損する恐れがあるもの。
- ④ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第 2 条第 5 号に規定する指定暴力団等の活動。
- ⑤ 当該敷地の秩序維持、管理及び監督に支障があるもの。
- ⑥ 政治的または宗教的活動。
- ⑦ その他本事業の目的に外れると判断するもの。

7 募集期間

令和 5 年 3 月 17 日(金)～令和 5 年 8 月 4 日(金)17:00 まで

※提案内容は一時的なイベントではなく、今後の継続的な事業展開につながるものであることが必要です。

8 実施要件

(1) 実施期間・実施時間

実施期間: 令和 5 年 4 月 24 日(月)～令和 5 年 8 月 31 日(木)

実施時間: 09:00 から 22:00 までの時間帯(準備・撤収を含む)

利用期間: 1 つの提案事業につき原則 30 日以内とします。利用期間の延長は、提案内容や応募状況を踏まえて市と協議するものとします。

(2) 費用負担

応募に関するすべての書類の作成及び提出、事業の実施に係る費用は、すべてトライアル・サウンディングにより暫定利用を提案するもの(以下、「提案者」という。)の負担とします。

また暫定利用にかかる当該敷地の使用料は免除とします。敷地に設置済みの電気、水道を使用する場合の使用料は、基本的に全額免除としますが、大量利用する場合は提案内容に応じて市と調整することとします。

その他暫定利用に際して発生したゴミの回収処理及びそれに係る費用、各種申請や保険加入等に係る費用は提案者の負担とします。

9 留意事項

(1) 提出書類の取扱い・特許権等

- ① 提出書類の著作権は、提案者に帰属しますが、提出書類は返却しません。
- ② 提案者の提出書類については、本事業以外では無断で使用しません。
- ③ 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った事業者が負うものとします。

(2) 法令の遵守

提案及び実施にあたっては、提案者の責任において関係法及び法令適合等を確認してください。

(3) 責任及びリスク分担の考え方

トライアル・サウンディングにおける責任及びリスク分担の考え方は、提案者が実施する事業については、提案者が責任を持って遂行することとします。当該事業に伴い発生するリスクについては、提案者が負うものとします。

提案者は、提案者の責めに帰すべき事由により、当該敷地及び設備に損害を与えたときは、これを原状に回復してください。また、他人に損害を与えたときは、被害者に対し、その損害を賠償してください。

市は、提案事業の実施によって提案者に損害が生じたときであっても、その賠償の責任を負いません。

(4) 許可証等の携行

提案者は、市から示された条件のとおり使用し、申請した利用内容に応じた事業を実施することができます。なお、使用期間中は、各種許可証または承諾書を携行してください。

(5) 事業中止となる場合

申請した利用内容に反するなど、トライアル・サウンディングの目的から逸脱し、市からの再三の警告等が発せられても改善が見られない場合は、暫定利用を中止していただくことがあります。

(6) 結果の概要等の公表

本調査の結果は、市のホームページで公表します。参加事業者の名称や事業収支は公表しません。

(7) 実施事業の取り扱い

今後、市が当該敷地を対象とした公民連携事業を公募する際、トライアル・サウンディングへの参加実績は、後の選定プロセスに影響を与えるものではありません。

(8) その他

- ① 暫定利用に当たって知りえた情報を許可なく第三者に伝えることを禁止します。
- ② 各種イベント等が重なった場合や予約状況によっては、日時や場所の変更をお願いする場合があります。
- ③ 暫定利用後は、原状復旧を行ってください。

10 応募方法

(1) 暫定利用希望者

① 提出書類

(ア) 申込時

- ・【様式 1】利用申込書
- ・【様式 2】誓約書

(イ) 利用決定後

- ・行政財産目的外使用許可申請書 【様式 3-1】
- ・行政財産目的外使用料減免申請書【様式 3-2】

② 事前相談等(希望者のみ)

(ア) 令和 5 年 3 月 17 日(金)から提案内容や書類作成などに関する、事前相談及び現地調査を随時実施します。

【様式 4】事前相談申込書または【様式 5】現地調査申込書を提出してください。日程調整を行った上で実施することとします。

(イ) その他、【様式 6】質問書を電子メールで受け付けます。後日、回答書を市から電子メールで送信します。回答について、他の実施事業者と共有することが望ましいと市が判断した場合は、市ホームページで公表します。

③ 提出受付期間

令和 5 年 3 月 17 日(金)から令和 5 年 8 月 4 日(金)17:00 まで

※事業内容の審査や使用に関する許可等の事務手続きに時間を要するため、事業実施予定日に余裕を持ち提出ください。

④ 提出方法

書類の提出は、持参、メールまたは郵送で受け付けます。

メール提出の場合は、以下の件名としてください。

○暫定利用申し込み 件名:【利用申込】トライアル・サウンディング 申込者(団体名)

○事前相談申し込み 件名:【事前相談】トライアル・サウンディング 申込者(団体名)

○現地調査申し込み 件名:【現地調査】トライアル・サウンディング 申込者(団体名)

○質問 件名:【質問】トライアル・サウンディング 申込者(団体名)

(2) 暫定利用は行わず、提案のみの希望者

① 個別対話実施方法等

提出書類に基づき個別対話を実施します(1 団体あたり約 60 分を想定しています)。事業者のアイデアやノウハウを保護するため、参加者と市職員のみで個別に実施します。

日時及び場所は、申込後、市より連絡します。

会場は宮崎市役所内の会議室ですが、オンラインでの参加も可能とします。実施形態について参加申込書に対面またはオンラインの希望を記載ください。

その他対話に必要な資料がある場合は、できるだけ前日までに電子メールで提出してください。当日持参する場合は 6 部ご用意ください。

対話後、必要に応じて追加のヒアリング等を依頼する場合があります。

② 提出書類

(ア) 申込時

・【様式 8】個別対話申込書

(イ) 個別対話時

・任意様式 提案内容を説明できる書類を提出ください。

③ 提出受付期間

令和 5 年 3 月 17 日(金)から令和 5 年 8 月 4 日(金)17:00 まで

④ 提出方法

書類の提出は、持参、メールまたは郵送で受け付けます。

メール提出の場合は、以下の件名としてください。

件名:【個別対話申込】サウンディング 申込者(団体名)

11 モニタリング及びヒアリング

利用期間中、市が実施するモニタリング調査に提案者は協力することに加え、暫定利用期間終了後、提案者は利用実績をまとめた【様式 7】実績報告書を利用終了後 2 週間以内に下記の「12 申込先・連絡先」に提出し、必要に応じて市のヒアリングに応じることを暫定利用の条件とします。

12 申込先・連絡先

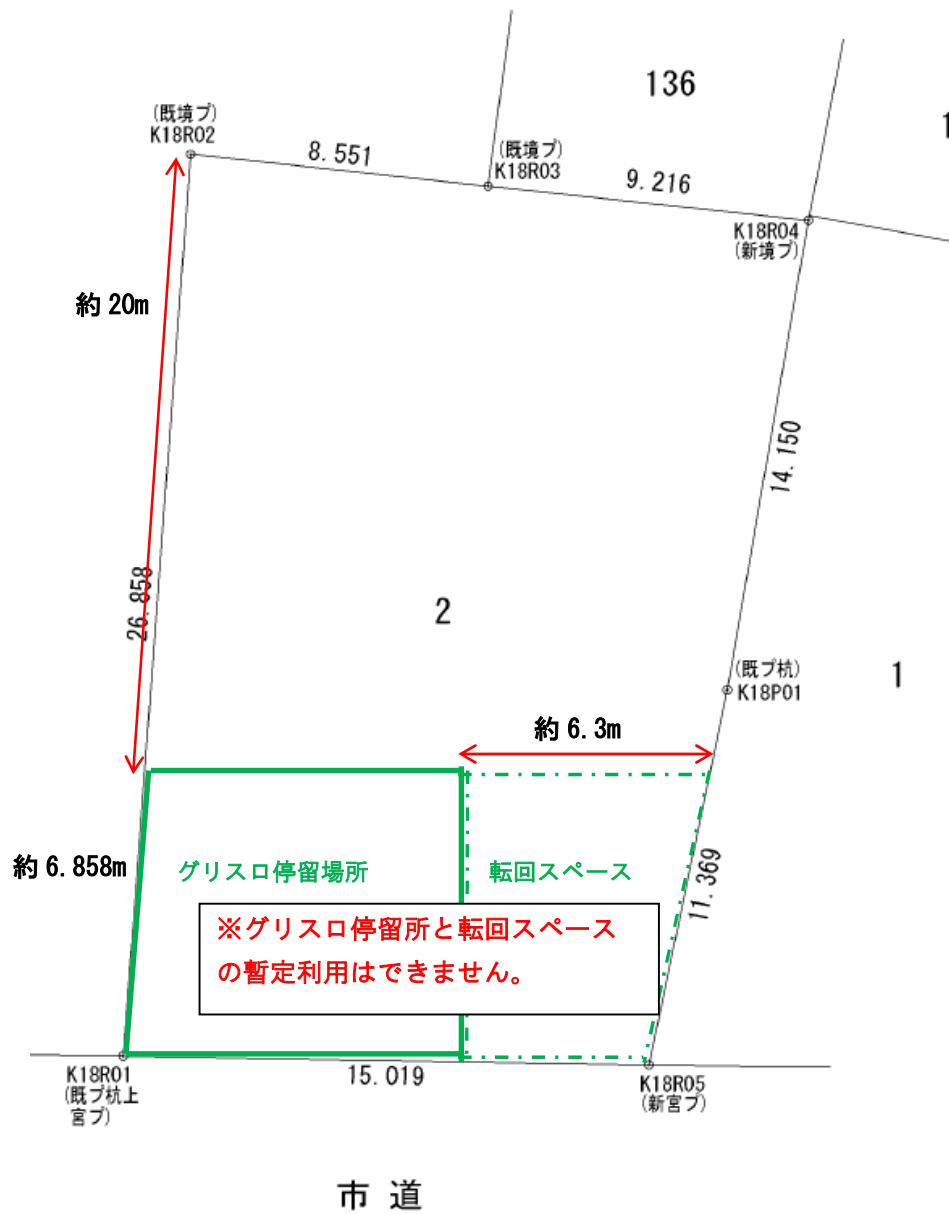
宮崎市 都市整備部 まちづくり課（担当：日高、甲斐、平野）

住所：〒880-8505 宮崎市橘通西 1-1-1（第 2 庁舎 8 階）

TEL:0985-40-2045 FAX:0985-20-8323

メール:machizukuri@city.miyazaki.miyazaki.jp

「ぐるっぴー」あみーろど発着所(市有地)平面図



「ぐるっぴー」仕様



運行台数	2 台
全長	4.93m
全幅	2.0m
全高	2.43m
最高速度	19km/h
乗客定員	9 人